

小子第25900号
令和2年5月15日

(小川町立保育園)
3～5歳児の保護者各位

小川町長 松本 恒夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための協力保育のお願いにより
保育施設を欠席した場合の保育副食費の減免について (通知)

日頃から、本町の保育行政に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、自宅での保育が可能な場合は、家庭での保育に御協力をいただいております。

このたび、本町では、令和2年4月13日(月)からの協力保育の要請により保育施設への登園を控えられた日数に応じ、保育副食費の「日割り計算による減免」を実施することとしました。

なお、保育副食費は協力保育日数により「日割り」となりますが、登園日数の実績を確認するため、既定の額を一旦お支払いいただき、後日還付(返金)対応とさせていただきます。

記

1 対象者

令和2年4月13日(月)から令和2年5月31日(日)までの間で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための協力保育により登所(園)を控えた児童の保護者

2 計算方法

保育副食費 × (本来の施設の開園日数 - 日割対象となる期間内の登園自粛(欠席)日数) ÷ 本来の施設の開園日数 = 減免後の保育副食費

※日割対象となる期間は、4月13日から5月31日までです。4月12日以前は日割対象外となります。

※自粛（欠席）した日数、開所日数には土曜日を含みます。

例：4月18日から10日間（土曜日を含む。）の登園を自粛（欠席）した場合の4月分の減免後の保育副食費

$$4,500円 \times (25日 - 10日) \div 25 = 2,700円$$

【還付額】 1,800円

3 申請方法

町と施設により登園状況を確認しますので、申請不要とします。

4 減免による差額分の還付（返金）方法

原則、引落し口座へ還付となりますが、口座引落しでない方は、後日送付する還付請求書に口座情報を御記入しココットまで御提出ください。現金による還付はできませんので御了承ください。

5 その他

- ・保育副食費免除の決定を受けている方は、対象となりません。

【問合せ】

子育て支援課 総合保育担当

☎ 0493-81-6181